

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮  
した契約の締結実績の概要

令和5年5月19日

独立行政法人労働者健康安全機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成19年12月7日閣議決定。平成31年2月8日変更閣議決定。）に基づき、可能なものから環境配慮契約の導入に向けた取り組みを実施している。

令和4年度については、電気の供給を受ける契約で裾切りによる入札を24件実施した等、環境配慮契約推進への取り組みを行った。令和5年度以降の契約においても、仕様書作成段階から環境に配慮した調達等を行うよう努めていくこととする。